

株式会社まちづくり研究所 行動計画

2006年4月1日施行
2010年12月1日改正

社員が、仕事と子育てを両立しながら、その能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する企業となるため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成21年12月1日から平成26年12月31日までの5年間

2. 内容

目標 1 「計画期間内に出産・育児に関する諸制度を全社員に周知し、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整えて、育児休業の取得率を女性社員80%以上、男性社員1人以上の取得をすること。」

対策

平成21年11月 育児休業規定に関するヒアリング、整備、周知

平成22年4月 社会保険・雇用保険での給付や免除について
全社員へ知識普及を図る

平成22年4月 育児休業中の社員の職業能力開発向上について全社員へ周知、啓発
(計画期間内に育児休業中の社員対象者が発生した場合には、職業能力開発向上について実施)

平成23年 育児休業復帰後の働き方についての相談体制(勉強会等)を整備

目標 2 「育児休業後職場復帰しやすい環境の整備」

対策

計画期間内 妊娠～職場復帰までの手続き等に関するガイドブックおよび手続きチェックシート等の作成

計画期間内 休業中職員との定期連絡、情報交換の実施

目標 3 「平成22年以内に、育児短時間勤務制度(小学校入学前の子を有する社員が希望した場合に、一定期間の勤務時間を短縮して勤務できる制度)を実施する。」

対策

平成21年11月 育児短時間勤務制度のニーズの確認、規定の作成、社員への周知

平成22年1月～ 同制度実施、希望する対象者がいる場合は速やかに対応する

目標 4 「計画期間内に子の看護休暇制度を充実する」

対策

平成22年4月 子の看護休暇制度の規定について社員への周知

平成22年 現行対象者取得状況のチェック、ヒアリング

計画期間内 看護休暇日数の上乘せについて検討